

■「休み処(やすみどころ)」として町の施設をご利用できます

● 「休み処(やすみどころ)」について

住民等を危険な暑さから身を守るための滞在場所(一時休息を含む)として、公共施設を開放します。

● 実施期間

令和7年6月10日から令和7年10月31日まで

● 対象施設と受入人数等(目安) ※受入人数は混み具合によって変わる可能性があります。



<上北地区>

対象施設	東北町役場本庁舎	東北町民文化センター	歴史民俗資料館	小川原湖交流センター宝湖館	道の駅おがわら湖	上北保健福祉センター
受入人数(目安)	8人	30人	10人	20人	10人	10人
冷房設備	有	無	有	有	有	無

<東北地区>

対象施設	コミュニティセンター「未来館」	中央公民館	北総合運動公園トレーニングセンター	東北町老人福祉センター
受入人数(目安)	66人	10人	10人	10人
冷房設備	無	無	無	無

● 休み処としての利用時間

平日の午前9時～午後4時

● 活用方法

各施設によって、エアコン等無い場合がありますが、一時的な休憩場所としてお気軽にご利用下さい。